

令和4年 No.42

○国立大学法人東京学芸大学校章等規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

本学の創基150周年記念ロゴタイプの使用に関して、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年7月13日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学校章等規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年7月14日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第31号

国立大学法人東京学芸大学校章等規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学校章等規程（平成24年規程第10号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学校章等規程の一部改正について

改正理由：本学の創基150周年記念ロゴタイプの使用に関して、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(目的) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の校章、コミュニケーションマーク、ロゴタイプ及びスクールカラー（以下「校章等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、令和4年7月14日から施行し、令和4年6月15日から適用する。</u></p> <p><u>2 第1条の校章等に創基150周年記念ロゴタイプを含め、その期間は令和7年3月31日までとする。</u></p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の校章、コミュニケーションマーク、ロゴタイプ及びスクールカラー（以下「校章等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p>